

補助金等評価調書 平成28年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部	高齢福祉課	作成日	平成28年8月2日	No.	12
作成責任者(課長)氏名	諸星 裕	作成者氏名	住谷 和宏	電話	632	
補助金等名	福祉サービス第三者評価補助金					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 20 年 4 月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称 平成27年度武蔵村山市福祉サービス第三者評価補助金交付要綱					
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (説明)⇒受審経費と補助基準額を比較して、少ない方の金額から千円未満を切り捨てた額					
補助金等の概要	対象: (交付先)	市内に補助対象サービス(介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護等)を実施している事業所を有し、第三者評価の受審結果を公表することに同意している事業者				
	補助内容: (補助基準等)	福祉サービス第三者評価を受審する際に要した経費と補助基準額とを比較して、少ない方の金額から千円未満を切り捨てた額を補助する。(補助基準額400,000円)				
	意図: (目的、趣旨)	事業者に対し、福祉サービス第三者評価を受審する際に要した経費を補助することにより、福祉サービス第三者評価の普及を促進し、利用者本位の福祉の実現を目的とする。				
	実施結果: (具体的成果) ※27年度実績	3事業所(①認知症対応型共同生活介護武蔵村山グループホームそよ風、②地域密着型介護老人福祉施設サンシャインホームⅡ、③認知症対応型共同生活介護サンシャインホーム)に補助金を交付した。				
他市等の状況	26市中本市を含めた6市(立川市、武蔵野市、三鷹市、調布市、日野市)が実施している。					
【評価指標】	指標名		単位	説明・計算式		
活動指標	①	実施箇所数	箇所	補助の対象となる事業者数		
	②					
成果指標	①	実施箇所数	箇所	実際に補助金を交付した事業者数		
	②					
費用・成果の推移	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度予算	備 考		
交付金額(千円)	1,410	1,099	2,000			
うち一般財源	300	300	400			
所要人員(人)	0.05	0.05	0.05			
総コスト(千円)	1,836	1,522	2,424			
活動指標	①	3 箇所	3 箇所	5 箇所		
	②					
成果指標	①	3 箇所	3 箇所	- 箇所		
	②					
【交付団体等の決算・予算の状況等】	※特定団体に交付の場合のみ記載					
単位:千円	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度予算	平成27年度の補助金の使途		
収入総額(千円)	0	0	0	交付金額(千円)	0	
収入内訳	市補助金			使途内訳		
	会費					
	繰越金					
	事業収入					
	その他					
支出総額(千円)	0	0	0			
支出内訳	食糧費、交際費			各種割合		
	人件費			団体収入に占める補助金の割合		
	事業経費			団体収入に占める繰越金の割合		
	その他			交付金額に対する繰越金の割合		
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(平成20年度) <input type="checkbox"/> 行政評価委員会(平成 年度)				
	見直し等の状況					

評価項目	評価	確認項目（※ ○・×のどちらにも該当しない場合は、「－」を選択。）
次 評 価	公益性	○ ① 市民からのニーズが大きい。
		○ ② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。
		○ ③ 被交付者だけではなく、一般市民にも間接的な受益がある。
	効率性	× ① 補助金の内容や補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
		○ ② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
		× ③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
		(○の場合)⇒終期
		○ ④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
		○ ⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
	(○の場合)⇒算定根拠 (説明)	
	有効性	○ ① 補助基準が明確である。
		× ② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。
		(○の場合)⇒目標内容 (説明)
	適格性	○ ③ 補助金の交付により、期待された効果が得られた。
		○ ① 繰越額が補助金額を上回っていない。
× ② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。		
(○の場合)⇒取組内容 (説明)		
○ ③ 決算書だけではなく、帳簿や領収書等で使途の確認ができる。		
その他	－ ④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。	
	○ ⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。	
	○ ① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
	(○の場合)⇒その理由 (説明)	
	○ ② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
	(○の場合)⇒改善内容等 (説明)評価結果の公表に努めるとともに、結果に基づいたサービスの改善に取り組んでいる。	
× ③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。		
○ ④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。		
【総合的意見（今後の方向性）】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 （説明） ※「×」とした項目に言及しながら、所管課としての意見を具体的に記載ください。 本補助金は、福祉サービスを提供する事業者が、サービス品質の向上と利用者がサービスを選択する際の情報提供を行うために、福祉サービス第三者評価の受審に要した経費を補助するものである。 受審費を補助することは、福祉サービス第三者評価の普及啓発に加えて事業者のサービス品質の向上に向けた取組の促進につながり、もって利用者本位の福祉の実現に資すると考えられるため、今後も継続して行う必要がある。		
二 次 評 価	【総合的意見（今後の方向性）】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 （説明） 本補助金は、事業者が受審する福祉サービス第三者評価に係る費用を補助するものであり、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現に寄与するものである。 しかしながら、近年は事業者の運営意識も向上しており、継続して補助金を交付することについては、検討の余地があるといえる。 よって、今後は補助金の交付対象や交付方法について、見直していく必要がある。	
行 政 評 価 委 員 会 意 見	福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択を支援する上で、一定の意義は認められる。 他方、二次評価において言及するように、近年は福祉サービス事業者の運営意識が向上しているため、今後も継続して補助する必要性は逡減していくと考えられる。 よって、本補助制度を廃止した場合の福祉サービスや市民に与える影響を調査・検証の上、制度の在り方について検討していくことを求めたい。	